

別紙 トランス・コンデンサー等の調査方法

調査方法

- 使用中のトランス・コンデンサー※等は、キュービクルや電気設備室等に設置されています。使用を終えたトランス・コンデンサー等は、別の場所へ移動され、**思いがけない場所から発見される**ことがありますので、複数の担当者で確認してください。

※ 各電気機器について裏面に説明しています。

- 以下の順序で調査してください。

① 図面や保安台帳などによる調査

・昭和28年～昭和47年までに製造されたものは、高濃度PCB含有の可能性があります。製造メーカーにお問い合わせください。



※この製造年代別の判別は外国製など一部の機器は当てはまらない場合があります。

・昭和48年以降に製造された電気機器は、高濃度PCBが含まれませんが、低濃度のPCBが含まれている可能性があります。

高濃度
PCB含有
(5,000mg/kg超)

*中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)で処理

処分期間
令和4年3月末まで

② 濃度調査 (電気主任技術者に相談して**早急**に行ってください。)

高濃度のPCBが含まれていない場合でも、トランスは平成5年(1993年)頃まで、コンデンサーは平成2年(1990年)頃までに製造された機器には低濃度のPCBが含まれている可能性があります。

使用中の場合、停電検査の時等に電気機器内の絶縁油を採取し、**低濃度PCB含有かどうか**検査してください。

・途中で入れ替えたトランスの絶縁油を保管している場合、この絶縁油の濃度検査も行ってください。

低濃度
PCB含有
(0.5超~5,000mg/kg)

*民間の無害化処理認定施設で処理

処分期間
令和9年3月末まで

③ PCB非該当の確定

高濃度PCB及び低濃度PCBが断定できたもの以外で、基準値以下又は不検出の場合、PCB非該当として確定してください。

産業廃棄物として処理する場合も、濃度検査の結果が必要となる場合があります。

PCB非含有
(0.5mg/kg以下又は不検出)

*産業廃棄物として処理

調査時の留意事項

- 使用中の電気機器は、**接近・接触により感電の恐れがありますので、必ず電気設備を管理している電気主任技術者にご相談ください。**
- 電気機器の型式、製造年月、総重量等を記録してください。さらに使用を終えた電気機器は、**機器の外観や銘板等を写真撮影し、縦横の長さなどを確認**してください。PCB廃棄物として処分する際に必要になります。

各電気機器について

トランス（変圧器）とは

トランスとは、電圧を変える電気機器です。

高圧の電力を必要とする施設において、主に敷地内のキュービクルや電気室などの受電設備で使用されています。

使用を終えた電気機器は、**思いがけない場所から発見**されることがあります。

「PCB含有電気機器の保有に関する調査票」で、開閉器、遮断機、整流器などもトランスとして選択してください。



コンデンサーとは

コンデンサーとは、電気を蓄えたり、電圧を調整したりできる電気機器です。

トランスと同様に受電設備で使用され、使用を終えた電気機器は、**思いがけない場所から発見**されることがあります。

「PCB含有電気機器の保有に関する調査票」で、避雷器などもコンデンサーとして選択してください。



その他

- 電気工事業者や電気主任技術者にご相談しながら、計画的に低濃度PCB含有電気機器の更新を進めていただくことをお勧めします。
- PCB含有電気機器を処分した場合や発見した場合は、下記までに必ずご連絡いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1 環境部産業廃棄物指導課

電話：058-214-2170

FAX：058-264-7119

Email：ka-shidou@city.gifu.gifu.jp